



いばらき宅建



No.116

2012.1.1

水戸偕楽園

- 2 山田会長 新年の挨拶
- 3 伊藤全宅連会長 新年の挨拶
- 4 第2回会員研修会開催日程
初任・新人従業者向け 不動産基礎実務セミナー
- 5 広告でのダイニング・キッチン(DK)及び
リビング・ダイニング・キッチン(LDK)表示基準について(公取協より)
- 5 東日本大震災被災者に係る印紙税非課税措置の拡充について
- 6 賃貸住宅管理業者登録制度施行について
- 8 判例紹介
- 10 開発審査会提案基準及び包括承認基準の一部改正について
- 11 「登録実務講習」((財)不動産流通近代化センター)協会員割引案内
- 12 新入会員紹介(H23.10~12)
レインズ ファクシミリ通信網サービス「FAX」のサービスの名称変更のお知らせ



新年のご挨拶

(社) 茨城県宅地建物取引業協会
(社) 全国宅地建物取引業保証協会茨城地方本部

会長・本部長 山田 守

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、3月の東日本大地震、大津波、原子力発電所事故に続き、相次ぐ台風の上陸による記録的な大雨など、日本は未曾有の大災害に見舞われた年でした。改めまして被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

国外でもニュージーランド、トルコなどでの地震やタイでの洪水など、自然災害の脅威を改めて感じた年となりました。

経済においては、ギリシャに端を発した欧州の金融不安、回復を見せないアメリカ経済、円が戦後最高値を更新し輸出業に影響が生じるなど、なかなか安定した回復を見込めない苦境が続いております。

不動産業界においても、依然として厳しい状況が続くなか、原子力発電所の事故による風評の影響も受け試練の日々が続いております。不動産取引が円滑に行われ、一般市場の活性化につながるよう、改善され得る余地のある各種法律、政策についても各方面へ全宅連と協力し要望活動を展開していく所存であります。

当協会においては、9月に開催いたしました臨時総会にて定款変更が承認されました。公益社団法人に即した定款へ変更されたことで、公益社団法人化へまた一步前進することが出来ましたことは、会員皆様方のご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げます。時代に即し、効率的な協会運営ができるような組織改革に取り組んで参りたいと思いますので、引き続き会員の皆様方にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年程、踏ん張り時という時期はないかと思われます。時代に即し、効率的な協会運営ができるような組織改革ができるよう、不動産業界が明るくなるように、会員皆さまの声に耳を傾け、不動産業界が明るくなるよう山積する問題ひとつひとつに役員一同取り組んで参る所存であります。引き続き会員の皆様方にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆さまのご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせて頂きます。



新年のご挨拶

国民の住生活環境の改善と向上のための
公益事業を積極的に推進

(社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(社) 全国宅地建物取引業保証協会

会長 伊藤 博

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、みなさま方のご支援とご協力により、円滑な組織運営が出来ましたことを感謝申し上げます。

全宅連と全宅保証は、総会決議に基づき、昨年8月に公益社団法人への移行認定を申請し、国民の住生活環境の改善や、一層の消費者保護に資する事業等の公益事業を積極的に展開しております。

その一環で、東日本大震災における被災者の住宅供給に関する支援として、都道府県宅建協会と連携を図りながら、国に対して提言活動を展開するとともに、応急借上げ住宅に関する情報提供やハトマークサイト等を活用して被災者に対する積極的な物件情報の提供による賃貸住宅の斡旋を推進してきました。

さらに都道府県宅建協会を通じて、義捐金の募集を行い、全宅連、都道府県宅建協会あわせて約3億円の義捐金が寄せられ、まさに全宅連と皆様方との「絆」を実感致しました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

また、国民の住生活環境の整備向上を図るための活動として、都道府県宅建協会の協力のもと国に対する土地住宅税制・政策提言活動を行った結果、政府の平成24年度税制改正大綱においては、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の拡充・延長をはじめ、新築住宅に係る固定資産税の減額、土地・住宅に係る不動産取得税の軽減や新築住宅用土地に係る不動産取得税の特例、宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準の特例等に関する延長という成果が得られ、国民の住宅取得の負担軽減が継続されることとなりました。

あわせて特定事業用資産の買換特例の延長においても、一定の成果を得ることができました。

平成25年秋に迫った公益法人改革への対応については、全宅連・全宅保証の公益社団法人移行とともに、都道府県宅建協会へ情報提供を行い、万全を期す所存であります。

さらに、安全・安心な不動産取引の推進を通じて消費者保護を図るとともに、国民の住生活環境改善を図るため、各種調査研究、政策提言活動を通じて不動産取引の活性化ひいては我が国経済の牽引となるべく事業を実施していきます。

全宅保証においては、消費者保護を図るための苦情解決相談業務や弁済業務、手付金等の保管業務や紛争の未然防止のための研修業務等の実施を通じて、宅地建物取引の適正化に尽力していきます。

全宅連と全宅保証は、これからも都道府県宅建協会や会員各位と連携し、消費者利益の擁護と増進に努め、国民の住生活環境の改善と向上を目的として邁進していく所存であります。

最後にみなさま方のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。

平成23年度第2回会員研修会の開催について

- 1月27日（金） 鹿嶋セントラルホテル（神栖市）
- 2月7日（火） ホテルグランド東雲（つくば市）
- 2月10日（金） 結城市民文化センター（結城市）
- 2月17日（金） 水戸プラザホテル（水戸市）

《研修内容》

- ①賃貸住宅管理業者登録制度について
- ②平成23年度における宅地建物取引業者に対する事務所立入調査の中間報告
- ③宅地建物取引業と人権について
- ④賃貸借契約のポイント

	平成24年2月13日(月) (開催地:茨城県つくば市)
不動産基礎実務セミナー (茨城会場) 初めて不動産の取引実務にあたる方や、もう一度基礎から勉強したい方に最適なセミナーです。取引の現場すぐに活用できる実践的な研修テーマとなっています。 主催 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業保証協会	第1部 ~身だしなみ・礼儀からお客様の安心・信頼が生まれる~ はじめての接遇対応と基本マナー <ul style="list-style-type: none">社会人の心構え／企業におけるマナーの重要性接客マナーの基本5原則／ロールプレイによる実技演習 講師：キャプラン株式会社専任講師（元JAL キャビンアテンダント）
	第2部 実践的内容ですぐに仕事に活かせる 基礎から学ぶ仲介業務スキル <ul style="list-style-type: none">紛争の防止と取引の安全確保媒介業務とは（客付と元付業務の流れ、広告、受付、案内等） 講師：本鳥 有良（有限会社プランサービス代表）

■セミナー開催日時、会場等

開催日	平成24年2月13日（月）(受付12:30、開始13:05、終了16:25)	定員	100名	※各会場とも定員になり次第締め切りとさせていただきます。お早めにお申し込みください。
会場	ホテルグランド東雲 本館2階・有明の間(つくばエクスプレス「つくば駅」徒歩約8分) [住所] 茨城県つくば市小野崎488-1	※会場案内図は受講票に掲載いたします		
受講料	①宅建協会会員業者及びその従業者 ②一般（一般消費者、他業種、従事予定者等）	1,000円（税込） 2,000円（税込）	※一度振り込まれた受講料は、お申し込みの取り消し、受講されなかった場合でも返金いたしませんのでご注意ください。	

■セミナー受講申込方法（FAX又はWEBで申し込みます。※受講料の当日持参も可能です）

FAX申込み	①この受講申込書に必要事項をご記入の上、下記FAX番号宛に送信ください。 ②後日全宅連から受講票をFAX送信いたします。 ③受講票に記載の振込口座に受講料を申込人数分お振込みください。 (振込手数料は各自ご負担ください。)※受講料の当日持参も可能です ④受講料の事前振込みの場合は明細票等の写しを受講票に貼付けし、当日提出ください。 ⑤受講料の当日持参の場合は、おつりの無いようにお願いします。	WEB申込み	全宅連ホームページからお申込みいただけます 全宅連 検索 http://www.zentaku.or.jp/
--------	--	--------	--

※ご記入いただいた個人情報は本セミナーの運営及び管理の為使用するほか、本会が開催する各種講演会等のご案内等に利用させていただく場合があります。

FAXでの受講申込書は、本部又は支部にもございます。

東日本大震災被災者に係る印紙税非課税措置の拡充について

東日本大震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」については、印紙税が非課税とされていますが、この非課税措置の適用範囲が拡充され、次のいずれかに該当する場合に作成するものが含まれることとなりました。

- ① 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」といいます。）が所在した土地を譲渡する場合
- ② 対象区域内建物を譲渡する場合
- ③ 対象区域内建物に代わる建物（以下「代替建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を取得する場合
- ④ 代替建物を取得する場合
- ⑤ 代替建物を新築する場合

上記①から⑤の場合に作成するものについての非課税措置の適用期間は、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日までとされています。

※ 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税されますが、**被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。**

なお、上記以外の追加措置については、「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）」をご覧ください。

詳細については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）にてご確認ください。

公取協からのご案内

表示規約第18条（特定用語の使用基準）第1項の第3号「ダイニング・キッチン（DK）」及び第4号の「リビング・ダイニング・キッチン（LDK）」の意義に関し、下記の指導基準が定めされました。

表示規約第18条（特定用語の使用基準）第1項第3号及び第4号に定める広さ（畳数）の目安となる指導基準

1 DK又はLDKの適正な広告表示

広告表示においてDK又はLDKとの表示を用いるときに、表示規約の要件（居室（寝室）数に応じ、その用途に従って使用するために必要な広さ・形状・機能を有するもの。）を備えているのであれば、単に「2DK」、「3LDK」等と表示すればよい。

さらに、形状や機能がどのようなものがあるか解るよう積極的に間取り図などを表示し、これに各部屋の畳数を付記することが望ましい。

2 DK又はLDKの最低必要な広さの目安

事業者（広告会社などを含む。）が、DK又はLDKとの表示を用いるときには、実際のそれぞれの広さはまちまちであるとしても、次表に記載する居室（寝室）数に応じて最低必要な広さ（畳数）の目安（下限）を定め、これをもって指導基準とする。

〈最低必要な広さ（畳数）の目安（下限）〉

居室（寝室）数	DK	居室（寝室）数
1部屋	4.5畳	8畳
2部屋以上	6畳以上	10畳以上

なお、一畳当たりの広さは、1.62平方メートル（各室の壁心面積を畳数で除した数値）以上をいう（表示規約施行規則第11条第16号）

また、この基準は、あくまでも建物が取引される際には、DK又はLDKという表示を行う場合の表示のあり方を示すものであり、不動産事業者が建築する建物のDK又はLDKの広さ、形状及び機能に関する基準を定めたものではない。

（参考）表示規約第18条（特定用語の使用基準）第1項第3号及び第4号 (3) ダイニング・キッチン（DK）

台所と食堂の機能が1室に併存している部屋をいい、住宅（マンションにあっては、住戸。次号において同じ。）の居室（寝室）数に応じ、その用途に従って使用するために必要な広さ、形状及び機能を有するものをいう。

(4) リビング・ダイニング・キッチン（LDK）

居間と台所と食堂の機能が1室に併存する部屋をいい、住宅の居室（寝室）数に応じ、その用途に従って使用するために必要な広さ、形状及び機能を有するものをいう。

平成23年12月1日

『賃貸住宅管理業者登録制度』が施行されます



全宅管理は 賃貸住宅管理業者を 全面的にサポート!

国土交通省告示による
任意の登録制度である
「賃貸住宅管理業者登録制度」が
12月1日からスタートします。
全宅管理は同登録制度の
普及促進を図り、
賃貸管理業の適正化を
推進します。



賃貸住宅管理業者登録制度とは

賃貸住宅管理業に関して一定のルールを設け、管理業者の業務の適正化を図るとともに、貸主と借主の利益を保護するための登録制度です。登録を受けた賃貸住宅管理業者が一定のルール等を遵守すること等により、賃貸住宅管理業の健全な発展に寄与することが期待されています。

全宅管理は

- ① 登録制度の普及促進を図り、賃貸住宅管理業の適正化を推進します
- ② 賃貸住宅管理業者の業者登録をサポートします
- ③ 登録業者への情報提供・資質向上に努めます

宅建協会会員の方へ

全宅管理は登録制度の普及促進を図るため、全宅管理会員ではない宅建協会会員の方にも登録申請書および記載要領、全宅管理入会案内パンフレットをお送りします。ご希望の方は裏面にご記入のうえ、FAXでお申込みください。
※本状は宅建協会会員のみなさまにお送りしています。すでに全宅管理にご入会いただいている場合はご容赦願います。

全宅管理のご案内

全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理)は、全宅連を母体として平成23年4月1日から事業スタートした一般社団法人です。全宅管理はハトマークの宅建協会会員のみで構成された、宅建協会会員のための組織です。

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会

全宅管理 で 検索

全宅管理にご入会いただくと「賃貸住宅管理業者登録制度」に関して、 さまざまなサービスをご提供します <会員限定・無料>

1. 登録制度へのご登録をお手伝いします

登録制度の申請書類や記載要領、申請方法をアドバイス。また、申請書類をご送付いただければ内容をチェックし、申請窓口(地方整備局)へご送付いたします。

2. 業者票(標識)を贈呈します

業者票(標識)を贈呈します。登録番号、登録日、商号等の印刷も無料です。

* 業者票(標識)は2枚目からは有料となります。

3. 登録制度解説書を無料贈呈します

会員のみなさまには、もれなく登録制度の詳細な解説書を無料で贈呈します。

4. 登録業者に必要な帳票類を無料でダウンロードできます

登録業者に必要な帳票類を協会ホームページから無料でダウンロードできます。

* 会員のみなさまにはID・パスワードをご送付します。

5. 登録業者への業務をサポートします

登録業者への情報提供・業務支援のための研修等を開催します。

◆全宅管理は管理業務を多角的にサポート

全宅管理は上記の他、賃貸不動産管理業に関する各種支援事業を実施し、賃貸不動産管理業者の業務を多角的にサポートいたします。詳しくは協会ホームページをご覧ください。

◆入会金無料キャンペーン実施中

全宅管理は入会金無料キャンペーンを実施中です。平成24年3月31日までにご入会いただきますと入会金20,000円を無料とさせていただきます。この機会に、ぜひご入会をご検討ください。
(入会日の翌月から会費として2,000円／月はいただきます。)

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理) 事務局
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階
ホームページ <http://www.chinkan.jp>

TEL 03-3865-7031
FAX 03-5821-7330

全宅管理

検索

【資料請求】

平成 年 月 日

賃貸住宅管理業者登録制度の申請書類を下記まで送付願います。

※全宅管理の会員の方には別途ご案内しますので、資料請求はご遠慮ください。

住所	〒		
会社名			
代表者名		担当者名	
TEL		FAX	

※資料請求でいただきました貴社情報は、この資料送付の他、本会からのお知らせ等に使用させていただきます。

送付先FAX番号 03-5821-7330

一道路に関する説明—

売主業者及びその仲介業者に接道義務を満たしていない物件の説明義務違反 があったとして、引渡17年後に買主に対する不法行為責任が認められた事例

(千葉地判 平23・2・17 判タ1347-220)

1 事案の概要

Xは、平成5年10月29日、宅建業者Y1から、千葉市内にある中古住宅を、宅建業者Y2、Aの仲介で代金2550万円で購入し、同年12月27日に物件の引き渡しを受けた。

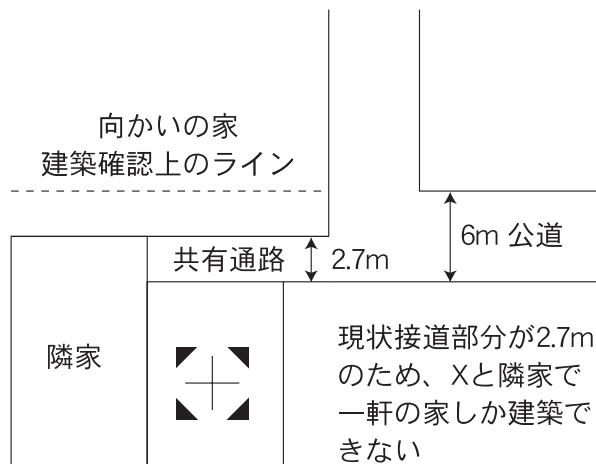
この契約に際し、Xは、地元金融機関から2200万円の借入を行った。

本件建物は、昭和50年10月1日新築で、本件土地は、いわゆる「袋地」と、隣地と共有の路地敷地からなっている。

当該路地状敷地は、幅員約2.7mで、幅員約6mの公道に接している。

本件建物については、昭和50年6月、建築確認が取得されたところ、同建築確認は、本件路地部分に幅員4mの道路が設置され、本件土地が当該道路に接することを前提とするものであったが、現実には、本件路地が存在するのみであり、本来、本件建物か、隣地建物のうち1棟しか建築できないものであった。

引渡を受けて後、約15年経過した平成20年12月頃、Xは不動産業者Bに売却の相談をしたところ、「本件土地は、接道義務を満たしていないから、建築確認が下りず、建替えができないので、買い受けることはできない。」旨の説明を受けた。



そこで、Xは「Y1は、本件売買契約に付随する義務として、Y2は売主側の仲介業者として、買主であるXに対し、上記事項を説明すべき義務があったが、説明しなかった。」と主張し、下記の損害金の支払を求めた。

- i) a) 本件売買代金 (2550万円)
- b) 本件借入に係る利息金相当額 (727万5669円)
- c) 遅延損害金 (397万4823円)

の合計額から本件不動産の本件売買契約時における適正価額752万円を控除した2923万492円

- ii) 弁護士費用…上記金額の1割292万円
計 3215万492円

Xは平成21年8月18日、千葉地裁に提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示し、Xの訴えを一部認容した。

(1) 説明義務

宅地の売買においては、建築基準法上の設道関係は、建替えの可否並びに転売の可否及び転

宅建業者から、中古住宅を買い受けた者が、当該不動産が接道義務を満たしていないとして、購入から16年後に、売主並びに売主側業者に対し不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、不法行為責任が是認され、請求が一部認容された事例
(千葉地裁 平成23年2月17日判決 一部認容 判例タイムズ1347号220頁)



売条件等に大きく影響するものである。そして、Y1、Y2（以下「Yら」という）は、いずれも不動産の売買及び仲介を業とする会社であり、宅建業者であるから、まず、Y1については、本件売買契約の付随義務として、本件土地の接道状況についてXに対し説明する義務があったと言うべきである。

また、Yらは、宅建業者であり、売主及び仲介を業として本件売買契約に関与したものであるから、宅地建物取引業法35条1項により、それぞれ取引主任者をして、Xに対し接道状況について説明すべき義務を負っていたものである。

本件土地は、接道要件を満たしておらず、建替えが困難な土地である。ところが、まず、本件売買契約書には、この点について何ら記載がなく、むしろ、本件重要事項説明書には、本件土地の「北側が幅約6mの公道に約3m接している」旨記載され、「新築時の制限」としては道路斜線制限等が記載されているのみで、接道要件との関係での建築の制限については全く記載されていなかった。そして、Xは本件路地が共有であることについては説明を受けたものの、本件土地が接道要件を満たしておらず、建替えが困難であることについては説明を受けたことがなかった。

前記によれば、Yらには、Xに対する説明義務違反（本件不法行為）があったことが明らかであって、Yらは、本件不法行為と相当因果関係にあるXの損害について賠償責任（不真正連帯債務）を負うと言うべきである。

（2）Xの損害について

Xは、Yらの不法行為によって、本件土地の接道状況には問題はなく、建替えが可能である旨誤信させられ、本件売買契約を締結し、本件借入れを行った上、本件売買代金及び本件借入れに係る利息金の支払をするに至ったものと認められるから、これらの金員の出捐は、本件不法行為と相当因果関係にある損害と言うべきである。

①本件売買代金相当額と本件適正価格との差額
1050万円

②本件借入れに係る各利息金相当額合計
347万0702円

本件売買契約の締結は、Xが銀行借入を行うことを前提とするもので、Yらはこれを了知していたものと認められる。

（3）以上によれば、Xの本訴請求は、Yらに対し連帶して1726万4536円及びうち1050万円に対する平成6年1月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払を求める程度で理由がある（弁護士費用・確定遅延損害金を含む）。

3 まとめ

本件は、約17年前に売却乃至仲介した物件に対し、業者の説明義務違反（不法行為）による責任を認めた案件である。

不法行為の時効は、知ってから3年、除斥期間20年とされている（民法724条）。重説ミスが相当後になって、多大の損害を引き起こしたという点で、業者に警鐘を与える判決である。

なお、本件は高裁にて和解が成立している。

Information

1

開発審査会提案基準及び包括承認基準の一部改正について

下記のとおり基準が一部改正され、平成23年12月1日から施行されました。

改正の目的および概要

提案基準 4

災害危険区域等又は土地区画整理事業施行区域に存する建築物を移転する場合の取扱いについて (平成23年12月1日施行)

○目的

開発許可制度運用指針が平成23年9月28日に一部改正されたことに合わせ、該当する条文を見直すものである。【改正】

○概要

提案基準4（運用の範囲）第1(3)において現在「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3号の勧告に基づく移転」とされているが、平成12年に改正された「**土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の勧告に基づく移転**」に改正する。

提案基準 9

既存建築物の用途変更の取扱いについて (平成23年12月1日施行)

○目的

平成18年に市街化調整区域内の既存建築物の用途変更の取扱い基準を定めたものであるが、別表のA欄における長屋と共同住宅が、用途・類似用途として列記されているが、建築物の性質上、都市計画法の取扱としては同じ用途として判断しても支障がないことから表現を改めるものである。【改正】

○概要

提案基準9 別表A欄同種・類似用途として取り扱う建築物用途欄にある「長屋、寄宿舎、共同住宅、一戸建専用住宅、住宅団地（社宅を含む。）」を「**共同住宅（長屋を含む）**、寄宿舎、一戸建専用住宅、住宅団地（社宅を含む。）」に改正する。

包括承認基準 18

コインランドリーの取扱いについて (平成23年12月1日施行)

○目的

コインランドリーを市街化調整区域に立地させるためには、現在「提案基準11 その他特に定めのないものの取扱いについて」の解説内の判断指針（平成10年策定）を用いて開発審査会へ付議している。判断基準も明確であり許可件数の実績も増えてきており、今回包括承認基準へ移行するものである。【新規】

○概要

現在「策定基準11 その他特に定めのないものの取扱いについて」の解説内の判断指針（平成10年策定）で取扱っているが、判断基準も明確であるため包括承認基準へ移行する。

宅建 登録実務講習お申込方法

宅建主任者登録
への近道！



ふーちゃん

「登録実務講習」とは、財団法人不動産流通近代化センターが国土交通大臣の登録を受けた講習機関として実施する講習です。宅地建物取引に関する実務経験が2年に満たない方は、この登録実務講習を修了することにより「2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有する者」と認められ、宅地建物取引主任者資格の登録申請を行うことができます。

Web申込みで演習日も即決！

一般受講料 20,500円 → 協会員様割引受講料 18,000円（税込）

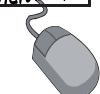
申込

思い立ったら即申込！24時間受付。どこからでも簡単に申込みができます！演習日程は申込時にその場で決定しますので、お仕事などのスケジュールも立てやすくなります。

下記サイトにアクセスし、受講申込画面で「法人コード」を入力してください。
(Web申込みのみとなります。)

かんたんWeb申込！

<http://www.kindaika.jp/>



協会会員様の「法人コード」

ztaku

(半角小文字)

実務がよくわかる
充実の講習！



スケジュール

	第7期
募集締切	3月5日 * Web申込みのみとなります。
通信講座	30日間(自宅にて学習)
演習/修了試験	演習:2日間(会場にて受講) 修了試験:演習2日目の最終时限(60分)
修了証発送	修了試験合格後、スピード発送！(原則演習翌々日発送)

実務講習歴23年、
受講生39万人余
のサポート実績！

演習日を即決! 変更も可!



かんたん
Web申込み

1日でも早く宅建主任者に！



スピーディーな
修了証交付

国土交通大臣登録実務講習実施機関(2)第1号

財団 法人 不動産流通近代化センター

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21山階ビル8階

登録実務講習係 TEL.0120-775-715(平日9:30~17:00)

<http://www.kindaika.jp/>

近代化センター

検索



ファクシミリ通信網サービス
**「iFAX」の
 サービス名称
 変更のお知らせ**

1 変更内容

旧サービス名称	新サービス名称
iFAX	BizFAXスマートキャスト

※名称変更に伴うサービス内容、操作方法、提供条件、利用料金等の変更はありません。

また、既に iFAX を利用している会員にて、別途申込書・申請書等を提出する必要はありません。

2 変更実施日 平成23年12月1日

3 参考ページ <http://www.ntt.com/bizfax/smartz/>

4 本件に対するお問い合わせ先

NTTコミュニケーションズ

BizFAXサービスセンター(旧 iFAX サービスセンター)

電話番号 0120-161-011

受付時間 午前9時～午後5時(月曜～金曜)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業とさせていただきます。

新入会員紹介 (H23.10.1~12.31)

支部名	種類	免許番号	免許年月日	商号又は名称			
代表者	取引主任者	郵便番号		所在地	電話	FAX	
水戸	知	(4)	5562	H23.8.31	コンセプトハウス株 水戸店		
加藤 和幸	宮岡 英二	310-0912		水戸市見川2-108-26	029-275-1131	275-1911	
土浦・つくば	知	(1)	6667	H21.5.29	株エージェント・エージェンシー 土浦駅前店		
柳橋 満	柳橋 満	300-0034		土浦市港町1-4-14 イノウエビル101号室	029-835-3219	826-8186	
土浦・つくば	知	(1)	6791	H23.9.9	ライフテック株		
沼尻 達	沼尻 達	300-0048		土浦市田中3-8-3	029-886-3441	886-3442	
県南	知	(1)	6802	H23.11.25	アッタス不動産流通株		
長妻 敏夫	長妻 敏夫	302-0109		守谷市本町3512	0297-45-9800	44-5200	
県南	知	(1)	6801	H23.11.16	桃園株		
上野 泰賢	上野 泰賢	300-2307		つくばみらい市板橋字原新田2843-23	0297-44-8618	44-8618	
県西	知	(1)	6803	H23.11.25	高島建設株		
高嶋 幸夫	舟串 真由美	300-3505		結城郡八千代町佐野908-1	0296-48-4348	49-3461	
県西	知	(1)	6800	H23.11.16	株ベストサポート・テラダ		
寺田 清	寺田 清	304-0067		下妻市下妻乙137	0296-54-4982	54-4983	
鹿行	知	(5)	4814	H19.5.22	(有)住研鹿島 鹿嶋店		
川村 多津子	高崎 浩二	314-0031		鹿嶋市宮中297-2	0299-82-2102	82-2880	
鹿行	知	(1)	6794	H23.9.9	株日本ビルドエステート		
甲斐 辰也	中澤 和広	314-0022		鹿嶋市長栖2288-74	0299-94-8850	94-8851	
県北	知	(1)	6793	H23.9.9	西宮不動産		
西宮 正勝	西宮 正勝	316-0013		日立市千石町3-11-13	0294-37-1390	37-1344	
石岡	知	(1)	6797	H23.11.7	あざみ不動産		
柴沼 英雄	柴沼 英雄	309-1713		笠間市柏井516-6	0296-77-7395	77-7395	